新連載

職場の交通安全①

安全運転管理ノススメ

職場の交通安全のキーパーソン「安全運転管理者」とは

SOMPOリスクマネジメント株式会社
主席コンサルタント　落合　律

はじめに

8月に入り、暑い日が続いています。私にとって8月の代表的な花といえば、なんといっても、ひまわりです。ひまわりは、太陽、元気、笑顔、の象徴といわれ、この時期にピッタリです。もう一つは朝顔。いろいろな色の花が、毎朝、元気に咲いているのを見ると「今日も頑張るぞ」という気にさせてくれます。さて今月から「職場の交通安全」をテーマに、取組方法などについてわかりやすく説明してまいりますのでよろしくお願いします。

交通安全に関する最近の話題

飲酒による悲惨な自動車事故は法令改正で厳罰化しているにもかかわらず、あいかわらず社会問題となるレベルの事故が発生しています。そのため、令和4年4月より飲酒運転根絶のため、改正道路交通法施行規則が順次施行されています。これにより安全運転管理者がアルコール検知器を用いて、運転前後の運転者の状態を目視で確認し、その記録を1年間保存することとなりました。飲酒運転は「少しくらいお酒を飲んで運転しても大丈夫だろう」といった心の油断でなされるケースが多いのですが、これは赤信号を通行するようなもので絶対にしてはなりません。

もう一つは交通安全と「サステナブル（持続可能）な社会」の実現との関係です。「サステナブルな社会」の実現に向け、2015年の国連サミットでSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。交通事故防止にかかわる項目としては、SDGsの目標の「3　すべての人に健康と福祉を」が該当し、この目標のターゲットに「3・6　2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる」と明記されています。このように職場で交通安全に取り組むことは、SDGsの具体的な取組として有効です。

職場の交通安全のキーパーソンは誰？

職場の交通安全を行う上で重要な項目の一つに、交通安全に関する「意識向上」があります。そのために職場で交通安全講習を開催したり、事故防止装置を設置したりします。ここで私が実際に職場の交通安全活動を拝見して問題と感じる点がありま

イラスト・本田牧子

す。それは「運転者向け交通安全研修」を実施しただけ、「ドライブレコーダなどの機材」を配布しただけなので、交通事故が思うように減っていないことです。

研修の実施や機材の配布にあたり、「事前の目的説明」や「実施後のフォロー」は、交通安全の成果を出す上で必要不可欠です。また、このような交通安全に関する丁寧な対応こそが、前述した「交通安全意識を高める」ことに効果的といえます。

さて、それを誰が行うかですが、それこそが「安全運転管理者」になります。常日頃より、安全運転管理者は職場の雰囲気やルールを念頭に置きながら、運転者に対し、交通安全に関する施策やその考え方を周知し、効果的に実施することが求められます。

安全運転管理者の法的業務

安全運転管理者が実施しなければならない業務について、道路交通法施行規則第9条の10において、次の九つの事項が定められています。

①　運転者の適性等の把握

自動車の運転に関する運転者の適性・技能・知識を把握することや、道路交通法等の交通法規及び道路交通法に基づく処分（例えば運転免許停止処分等）を運転者が遵守しているかどうかを把握しなければなりません。そのためには、運転者に運転適性診断を実施したり、講習会等で交通法規の内容を教育する必要があります。

②　運行計画の作成

最高速度制限違反行為や過積載運転、過労運転、放置行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、無理のない自動車の運行計画を作成しなければなりません。

③　交替運転者の配置

運転者が長距離や夜間の運転に従事する場合で、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、過労運転等を防止するために、あらかじめ交替運転者を配置しておく必要があります。

④　異常気象時等の措置

台風、豪雨、大雪その他の異常気象や天災等により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、気象情報や道路交通情報を収集

するとともに、運行中止や一時待機等の必要な指示をして安全を確保する必要があります。

⑤ **点呼等の実施**

朝礼や点呼時に、これから運転しようとする者に対して、日常点検の実施および飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれがないかどうかをチェックし、安全な運転に必要な指示を与える必要があります。

⑥ **酒気帯び確認**

運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無を目視等で確認をするほか、アルコール検知器を用いて行う必要があります(注)。

⑦ **酒気帯びの有無に関する記録**

運転者に対して行った酒気帯びの有無の確認(検知結果)の内容を記録し、その記録を1年間保存する必要があります。また、酒気帯びの有無の確認がいつでも行えるよう、アルコール検知器を常時有効に保持(整備・保管)する必要があります(注)。

(注) ⑥と⑦のアルコール検知器による飲酒検知の義務化については、アルコール検知器の供給のメドが立たないため、本年10月開始予定が当面の間、延期される予定です。

⑧ **運転日誌の備付け**

運転者名、運転の開始および終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させる必要があります。

⑨ **運転者指導**

交通安全教育指針に基づく教育のほかに、運転者に対して自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行う必要があります。

なお、アルコール検知器を用いた確認については実施が先送りとなる予定ですが、施行日を待つことなく早期に実施できるよう体制を整えましょう。

違反行為の下命・容認の禁止、自動車使用制限

道路交通法第75条は、使用者及び安全運転管理者等の自動車の運行を直接管理する地位にある者(自動車を使用する部署の長や、営業所長、支店長なども含まれます。以下「使用者等」といいます)が、次に掲げる違反行為を運転者に命じたり、運転者がそのような運転をすることを知っていながら容認することを禁止しています(**図**)。

例えば、無免許の者に車を運転させたり、あるいは運転するのを容認したり黙認する、また、スピードを出さなければ目的地に到着できないような運行計画を立てて、それを運転者に命じる、過重な業務で運転者が疲労しているにもかかわらず運転を命じたり、運転するのを容認するなどのケースが該当するでしょう。

もし、使用者等がこのような違反行為を下命・容認した場合は、使用者等や企業に対して、次のような処分が行われます。

① 下命・容認した使用者等に対する懲役や罰金等の刑事処分

② 違反行為を行った自動車に対する一定期間の使用制限(停止)処分

③ 企業に対する両罰規定による罰金等の処分

これらの処分は、交通事故を起こさない場合でも違反行為があれば行われますが、交通事故を起こした場合はより厳しい処分が行われます。

おわりに

今月は職場の交通安全のキーパーソンである安全運転管理者の役割や法的義務、違反行為の下命・容認の禁止などについて説明しました。安全運転管理者になると「いろいろやることがあって大変だな」と早くも重荷に思われる方もいらっしゃるかもしれません。ただ、安全運転管理者に期待される役割は、不幸な事故に巻き込まれる人をなくし、サステナブルな社会の実現を担う存在意義の高い役割です。次号はより具体的な職場の交通安全活動を説明しますのでよろしくお願いします。

(おちあい・りつ)

落合 律 SOMPOリスクマネジメント株式会社主席コンサルタント。
自動車事故防止に関し、運輸事業者にかかわらず、多くの業種で安全体制構築支援を実施。企業の経営企画部門、人事部門など管理部門の職務経験が豊富であり、組織の効率化、活性化に関する実務的アプローチ、企業の安全風土変革、事故削減件数のコミットなど特徴あるコンサルティングが強み。

道路交通法第75条「違法行為の下命・容認の禁止」

① 無免許運転
⇒免停中の運転も該当するので、出発前の免許証の確認は忘れずに

② 最高速度制限違反運転
⇒高速道路ばかりでなく、一般道でも制限速度違反はこれに該当します。また、無理な運行計画を指示し、結果的に速度制限違反をおこした場合も該当する場合があります。

③ 酒気帯び運転(酒酔い運転含む)
⇒アルコールチェッカーによる酒気確認ならびに記録を忘れずに

④ 過労運転(病気麻薬等運転含む)
⇒風邪薬、花粉症用薬は眠くなるものもあるので、使用しているのであれば副作用を確認

⑤ 大型自動車等無資格運転

⑥ 積載制限違反運転(過積載)

⑦ 車両の放置行為

© 2022 Sompo Risk Management Inc. All Rights Reserved.

図